

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (広報広聴課)	1
○特定調達契約に係る入札の公告..... (広報広聴課)	2
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正... (保健福祉部総務課)	4
○平成15年度毒物劇物取扱者試験の実施..... (薬務課)	31
○平成15年度前期実施技能検定の実施..... (人材育成課)	32
○平成15年度随時実施技能検定の実施..... (人材育成課)	35
○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	37
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	37
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	38
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	38
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	38
○平成15年度北海道立農業大学校の研修部門における研修の実施..... (農業改良課)	39
○平成15年度北海道立農業大学校の農業機械研修の実施..... (農業改良課)	41
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課)	46
○知事権限に係る保安林の指定 (2件)..... (治山課)	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	47
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (2件)..... (治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	50
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	50
○公共測量の終了の通知..... (建設部総務課)	50
○豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	51
○山村振興法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	51
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	51
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	51
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	52
○車両制限令に基づく道路の指定..... (道路整備課)	52
○平成15年度2級建築士試験及び木造建築士試験の実施..... (建築指導課)	52
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	54

公 告

○平成14年における北海道の職員数等の状況..... (人事課) 54

支 庁 公 告

○緑地等管理業務の事業概要調査の実施..... 55

○排水設備清掃業務の事業概要調査の実施..... 56

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示..... 56

○一般競争入札の実施..... 57

○一般競争入札の資格に関する公示..... 58

○一般競争入札の実施..... 59

○一般競争入札の資格に関する公示..... 60

○一般競争入札の実施..... 61

○一般競争入札の資格に関する公示..... 62

○一般競争入札の実施..... 63

○一般競争入札の資格に関する公示..... 63

○一般競争入札の実施..... 64

○一般競争入札の資格に関する公示..... 65

○一般競争入札の実施..... 66

道立衛生研究所告示

○一般競争入札の実施 (3件)..... 67

道立衛生学院告示

○一般競争入札の実施 (3件)..... 71

○一般競争入札の資格に関する公示..... 74

○一般競争入札の実施..... 75

告

示

北海道告示第294号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の公告を行う広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託契約
- (2) 資 格 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 道が指定した運送先及び配布先に、運送及び配布開始日からおおむね10日以内での運送及び配布が可能であること。
- (6) 一度に約149万部の広報誌「ほっかいどう」を保管する保管場所を、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市又は当別町のいずれかに確保できること。
- (7) 資本金の額が、1,000万円以上であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 審 査 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月12日（水）から27日（木）までの間にしなければならない。
- ア 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- イ 郵 送 締 切 平成15年3月27日（木）までの消印を有効とする。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道総合企画部政策室広報広聴課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第295号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称

ア 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）

イ 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円を含む。）

- (ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円を含む。）
- イ 数量
 広報誌「ほっかいどう」2003夏号について、次の部数を配布する。
- (ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量 569,110部
- (イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 810,560部
- (ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 190,120部
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結年月日から平成15年6月30日まで
- (4) 履行場所 別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成15年北海道告示第294号に規定する広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室広報広聴課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総合企画部政策室広報広聴課）
- (2) 入札日時 平成15年4月16日（水）午後2時（郵送による場合は、平成15年4月16日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合企画部政策室広報広聴課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法
 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制

限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月11日（火）午後2時

イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁4階総合企画部会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 368

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature

(a) Transportation of the public relations magazine “HOKKAIDO” to municipalities and citizens organizations including neighborhood associations
 Cost per copy (no commission is included)

(b) Transportation and distribution of the public relations magazine “HOKKAIDO” to each household via neighborhood associations and other citizens organizations

Cost per copy (including ¥13, commission for citizens organizations)

- (c) Transportation and distribution of the public relations magazine “HOKKAIDO” to each household via newspaper agencies

Cost per copy (including ¥15, commission for newspaper agencies)

b . Estimated quantity

The follwing publications, the public relations magazine “HOKKAIDO, 2003 summer”, will be destributed

- (a) 569,110 copies for the service described above as 1.a.
 (b) 810,560 copies for the service described above as 1.b.
 (c) 190,120 copies for the service described above as 1.c.

B . Bid tendering date and time :

14 : 00 P. M., April 16, 2003

C . Contact :

Public Information and Opinions Division Office of Policy Administration, Hokkaido Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
 Phone : 011-231-4111 Ext. 23-368

北海道告示第296号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

保福第7号様式を次のように改める。

保福第7号様式（第3条第1項、第5条第1項）

平成 年度国民健康保険財政健全化対策事業補助金交付申請額算出調査

1 総括表

(1) 補助基準額の基礎となる額

福 祉 医 療 分 ①	転 入 入 院 者 分 ②	合 計 (①+②) ③
千円	千円	千円

(2) 保険料（税）収納割合（現年度分）の状況

平成 年度	平 成 年 度		別に定める区分により定められた率 ④
	平成 年1月末	決 算 時 見 込 み	
%	%	%	

(3) 保健事業費計上割合の状況

平成 年度 年 間 平 均 被保険者数 ⑤	平成 年度 保健事業費 計 上 額 ⑥	1人当たり 計 上 額 (⑥/⑤) ⑦	平成 年度 保険 料 (税) 現年度分 調 定 額 ⑧	1人当たり 調 定 額 (⑧/⑤) ⑨	1人当たり 計 上 額 の 割 合 (⑦/⑨) ⑩	別 に 定 め る 区 分 に よ り 定められた率 ⑪
人	円	円	円	円	%	

(4) 補助金交付額の算出

補助基準額の基礎となる額(③の額) ③	別に定められた率の積 (④×⑪) ⑫	補助基準額の基礎となる額に別に定められた率の積を乗じて得た額 (③×⑫) ⑬	補助要綱第5の調整率 ⑭	補 助 金 額 (⑬×⑭) ⑮
千円		千円		千円

保 険 者 番 号	保 険 者 名
--------------	------------

2 補助基準額の基礎となる額の算出表

(1) 福祉医療分

ア 療養諸費分

	平成 年1月から12月までの 各該当被保険者に係る療養諸費 ①	保険料(税) 負 担 割 合 ②	保険料(税) 負 担 額 (①×②) ③	波 及 増加率 ④	波及増加分に係る 保険料(税)相当額 (③×④) ⑤
老 人	千円		千円		千円
重度・母子					

乳 幼 児 (3歳未満)		0.25			
乳 幼 児 (そ の 他)					
計					

イ 高額療養費分

	平成 年1月から12月までの 各該当被保険者に係る療養諸費 ⑥	保険料(税) 負 担 割 合 ⑦	保険料(税) 負 担 額 (⑥×⑦)⑧	波 及 増加率 ⑨	波及増加分に係る 保険料(税)相当額 (⑧×⑨)⑩
老 人	千円	0.5	千円		千円
重度・母子					
乳 幼 児 (3歳未満)					
乳 幼 児 (そ の 他)					
計					

ウ 補助基準額の基礎となる額の算出

	療 養 諸 費 分 補 助 対 象 経 費 (⑤の額)⑪	高 額 療 養 費 分 補 助 対 象 経 費 (⑩の額)⑫	補助対象経費額 合 計 (⑪+⑫)	補助金額の総額算出の 基 礎 と な る 額 (⑬×1/3)⑭
老 人	千円	千円	千円	千円
重度・母子				
乳 幼 児 (3歳未満)				
乳 幼 児 (そ の 他)				
計			⑬	
⑭の額の全道総額 ⑮	補助要綱第4の1の 別に定める率 ⑯	保険者の占める割合 (⑭/⑮)⑰	補助基準額の基礎となる額 (⑮×⑰×⑱)	
千円			千円	

保 険 者 番 号		保 険 者 名	
--------------	--	------------	--

(2) 転入入院者分

ア 療養の給付等の内容

他市町村からの転入入院者数		
区 分	医 療 機 関	自 市 町 村
一 般 被 保 険 者	人	人
老人保健医療 給付対象者		
計		

イ 一般被保険者の保険料(税)相当額の算出

区 分	療養諸費費用額合計額 (退職被保険者等に係る療 養諸費費用額を除く。)①	保険料(税)相当額 (①×0.25) A
総 額	千円	② 千円
他市町村からの転入 入院者に係る額 (医療機関)		③
他市町村からの転入 入院者に係る額 (自市町村)		④

ウ 老人保健医療給付対象者の保険料(税)相当額の算出

老人医療費に占める 他市町村からの転入 入院者に係る老人 医 療 費 の 割 合	医 療 諸 費 費 用 額 合計額 ア	他市町村からの転入 入院者に係る医療諸費 費 用 額 合 計 額 イ	割 合 (イ÷ア) (小数点以下第5 位未満切捨て)
	千円	医療機関 千円	ウ

		自市町村	工
区 分	老人保健医療費拠出金	保険料(税)相当額 (⑤)×10/7 ×0.25) B	
総 額	オ 千円	⑥ 千円	
他市町村からの転入 入院者に係る額 (医療機関)	(オ×ウ)	⑦	
他市町村からの転入 入院者に係る額 (自市町村)	(オ×エ)	⑧	

エ 補助基準額の基礎となる額の算出

他市町村からの 転入院者に係る 額の占める割合 (1%未満切捨て) (③+⑦+④+⑧) /(②+⑥)×100	補助基準額の 総額算出の 基礎となる額 (③+⑦+④+ ⑧)×1/3 ⑨	⑨の額の 全道総 額 ⑩	補助要綱 第4の1 の別に 定める率 ⑪	保険者の 占める 割合 (⑨/⑩) ⑫	補助基準 額の基礎 となる額 (⑩×⑪ ×⑫)
%	千円	千円			千円

注 この様式は、国民健康保険財政健全化対策事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

保 険 者 番 号		保 険 者 名	
--------------	--	------------	--

保福第104号様式から保福第107号様式までを次のように改める。

保福第104号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

在宅介護支援センター運営事業計画（実績）書

ア 事業概要調べ

市 町 村 名	
---------	--

類 型	1．通常型 2．小規模型 3．地域型 4．通常型＋地域型 5．小規模型＋地域型		
在宅介護支援センターの名称等	(		

- 注1 「在宅介護支援センターの名称等」欄の（ ）には、委託先の名称を記入すること。
- 2 「加算種目」欄中の○印は、在宅介護支援センター運営事業以外の事業を委託して行う加算を示す。
- 3 「相談実績」欄中の（ ）には、訪問によるものを再掲すること。

イ 対象経費別支出予定額調べ

区 分	対象経費支出予定額	積 算 内 訳
	円	
初 度 設 備 費		
合 計		

ウ 類型別支援センター活動（予定）状況

(1) 基幹型支援センター

地域ケア会議 の 実 施 状 況	名 称	
	設置年月日	平成 年 月 日
	構 成 人 数	人
	主 な 構 成 メ ン バ ー	
	統 括 する 地 域 型 支 援 セ ン タ ー 数	か所
	介護予防・生活支援サービスの総合調整数	延べ人員 人(実人員 人)
	居宅サービス事業所の指導・支援数	延べ回数 回(実か所数 か所)

	居宅介護支援事業所の指導・支援数	延べ回数	回(実か所数 か所)
	ケアプラン作成指導・助言数	延べ回数	回(実か所数 か所)

- 注1 「ア 事業概要調べ」の「類型」欄中1、2、4又は5に該当する場合のみ記載すること。
- 2 「構成人数」欄は、地域ケア会議の構成人数を定めていない場合、平均参加人数を記載すること。
- 3 「統括する地域型支援センター数」欄は、当該基幹型支援センターが地域型支援センターを併せて実施している場合にあっては、その数を除くこと。

(2) 地域型支援センター

居宅介護支援事業所の介護支援専門員	兼務している 人
との兼務状況	兼務していない 人

注 「ア 事業概要調べ」の「類型」欄中3に該当する場合のみ記載すること。

保福第105号様式から保福第107号様式まで 削除

保福第112号様式を次のように改める。

3 「経費内容欄」には、各サービスに伴う利用料の算出根拠を簡潔に（「原材料費」等）と記入すること。

3 市町村事業実施計画（実績）調べ

(1) 外出支援サービス

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事 業 目 的 及 び 内 容				
利 用 対 象 者				
事 業 計 画（実 績）	年 間 延 べ 利 用 人 員	A	人	
	年 間 実 利 用 人 員	B	人	
	1人当たりサービス回数(A / B)C		回	
	1人当たり月サービス回数(C / 12)D		回	
車 輛 の 状 況	車種（排気量）	購入価格	円	
	移送用車輛の概要 （契約書及び検収調書（又はそれに代わるもの）の写しを添付）			
支 出 （予 定） 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

2 「事業内容」欄には、送迎先や利用対象者、ショッブモビリティの実践内容等を記載すること。

3 「車輛の状況」欄は、今年度本事業により整備する場合に記載すること。

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事 業 内 容				
事 業 計 画（実 績）	年間延べサービス回数	A	回	
	内 訳	乾 燥 消 毒	() 回	
		水 洗 い	回	
	年 間 実 利 用 人 員	B	人	
	1人当たりサービス回数(A / B)C		回	
	1人当たり月サービス回数(A / 12)D		回	
支 出 （予 定） 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

注1 「乾燥消毒」欄の()には、ブラッシング等により汚れ落としを併せて行った回数について再掲すること。

2 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(3) 軽度生活援助事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容	実施内容（○で囲むこと。） ○外出時の援助 ○食事・食材の確保 ○洗濯等及びクリーニングの搬出入 ○家周りの手入れ ○軽微な修繕等 ○家屋内整理・整頓 ○朗読・代筆等の援助 ○雪下ろし・除雪 ○自然災害の防備 ○健康管理の助言等 ○栄養管理の助言等 ○その他軽易な援助			
事業 計画（実績）	年間延べ実施回数	A	回	時間
	年間実利用人員	B		人
	1人当たりサービス回数(A / B)C			回
	1人当たり月サービス回数(C / 12)D			回
支出 (予定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(4) 住宅改修支援事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）	年間延べ実施回数	A		回
	年間実利用人員	B		人
	1人当たりサービス回数(A / B)C			回
	住宅改修理由書作成件数	D		件
		作成者職種別件数（再掲）	（職種）	（件数）
支出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(5) 訪問理美容サービス事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）	年間延べ実施回数	A	回	
	年間実利用人員	B	人	
	1人当たりサービス回数(A/B)C		回	
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回	
支出 (予定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(6) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業 計画（実績）	事業対象の 居住形態	住 宅 の 所 有 者		
		住 宅 の 所 在 地		
		住宅の所有者と入居者との権利関係		
		居 住 人 数		
	行事、ボランティアの訪問、ボランティア団体等との連絡会の開催、支援プログラム作成の実績等			
支出 (予定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(7) その他の事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年	月	日～	年 月 日
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）	年間延べ開催回数	A	回	時間
	年間実利用人員	B	人	
	1人当たりサービス回数(A/B)	C	回	
	1人当たり月サービス回数(C/12)	D	回	
区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳
支 出 (予 定) 額	円	円		
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(8)- 1 介護予防事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年	月	日～	年 月 日
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）	年間開催回数	A	回	
	年間延べ利用人員	B	人	
	年間実利用人員	C	人	
	1回当たり平均参加者数(B/A)		人	
区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳
支 出 (予 定) 額	円	円		
合 計				

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

2 必要に応じて、事業内容（項目）ごとに別業とすること。

(8)- 2 介護予防事業（初度設備費）

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
助 成 対 象 者				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
痴呆対応型 老人共同生活 援助事業の 実施状況				
	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
支 出 (予 定) 額		円	円	
合 計				

注 「支出（予定）額」欄には、品目ごとにその積算内訳を記載すること。

(9) 高齢者食生活改善事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事 業 計 画 (実 績)	年 間 開 催 回 数	A	回	
	年 間 延 べ 利 用 人 員	B	人	
	年 間 実 利 用 人 員	C	人	
	1 回当たり平均参加者数(B / A)		人	
	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
支 出 (予 定) 額		円	円	
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(10) 運動指導事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）	年間開催回数	A	回	
	年間延べ利用人員	B	人	
	年間実利用人員	C	人	
	1回当たり平均参加者数	(B/A)	人	
	1回当たり平均参加者数	(B/A)	人	
支出 (予定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(11) - 1 生きがい活動支援通所事業

市 町 村 名							
事 業 の 名 称							
運 営 主 体							
実施施設の名称	(種別)					(名称)	
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日				
事業目的及び 事業内容							
事業 計画（実績）	区 分	事業全体	(左 の 内 訳)				
			給食	入浴	日常動作 訓練	趣味活動	スポーツ ・ 園芸
	年間開催回数	回					
	年間延べ利用人員	人					
	年間実利用人員	人					
1回当たり平均参加者数	(B/A)	人					
	(B/A)	D					
支出 (予定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳			
		円	円				
合 計							

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

2 実施施設ごとに別業とすること。

(11) - 2 生きがい活動支援通所事業（初度設備費）

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
助 成 対 象 者				
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日				
事業目的及び 事 業 内 容				
指定通所介護 事業の実施状況				
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注 「支出（予定）額」欄には、品目ごとにその積算内訳を記載すること。

(12) - 1 生活管理指導事業（生活管理指導員派遣事業）

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日				
事業目的及び 事 業 内 容				
事 業 計 画（実 績）	年 間 延 べ 実 施 回 数	A	回	時 間
	年 間 実 利 用 人 員	B		人
	1人当たりサービス回数(A / B)C			回
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(12) - 2 生活管理指導事業（生活管理指導短期宿泊事業）

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実施施設の名称		(種別)	(名称)	
実 施 期 間		年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び				
事業内容				
事業計画(実績)				
年間延べ実施回数 A				
		年間実利用人員 B		人
		1人当たりサービス回数(A/B)C		回
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

2 実施施設ごとに別業とすること。

(13) 食の自立支援事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間		年 月 日～	年 月 日	
事 業 内 容	事業対象者数(実人員)		人	
	a. 食関連サービスの利用調整 (アセスメント及び評価の手法、他のサービスの調整の経緯等)			
	b. 配食サービスの実施			
	年間延べ配食数 A	食		
	年間延べサービス回数及び日数 B	回	日	
	年間実利用人員 B	人		
1人当たり配食数(A/B)		食		
車 輦 の 状 況	車種(排気量)		購入価格	円
	配食車の概要(契約書及び検収調書(又はそれに代わるもの)の写しを添付)			
調理設備の状況	品 目 数 量 規 格 単 価 金 額			
	計		円	円
	契約書及び検収調書(又はそれに代わるもの)の写しを添付			
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

2 「車輛の状況」及び「調理設備の状況」欄は、今年度本事業により整備する場合に記載すること。

(14) 家族介護教室

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間		年 月 日～ 年 月 日		
事業目的及び 事業内容		交流事業との一体的実施状況		
事業 計画（実績）	年間開催回数	A		
	年間実利用人員	B		
支出 （予定） 額	区分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
2 本事業を家族介護者交流事業と一体的に実施している場合は、「交流事業との一体的実施状況」欄にその状況を記載すること。この場合「(14) 家族介護者交流事業」は作成しないこと。

(15) 介護用品の支給

市 町 村 名								
事 業 の 名 称								
運 営 主 体								
実 施 期 間		年 月 日～ 年 月 日						
事業目的及び 事業内容								
事業 計画（実績）	支給品目	紙おむつ	尿取りパッド	使い捨て手袋	清拭剤	ドライシヤンプー	その他（ ）	計（実人数）
	支給対象者数							
支給方法								
支出 （予定） 額	区分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳				
		円	円					
	合 計							

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
2 「支給品目」欄中「その他」欄の（ ）内には、具体的品目名を記載すること。
3 「支給方法」欄には、「現物支給」「クーポン券」などと記載すること。

(16) 家族介護者交流事業（元気回復事業）

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事業計画（実績）	年間開催回数	A		
	年間実利用人員	B		
区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳
支出（予定）額	円	円		
合 計				

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

2 本事業を家族介護者交流事業と一体的に実施している場合は、「(14) 家族介護教室」に記載し本表は作成しないこと。

(17) 家族介護者ヘルパー受講支援事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事業内容				
事業計画（実績）	助成人数	2 級		
		3 級		
区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳
支出（予定）額	円	円		
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(18) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

市 町 村 名							
事 業 の 名 称							
運 営 主 体							
実 施 期 間		年 月 日～		年 月 日			
事業目的及び 事 業 内 容							
事業 計 画 (実 績)		システムの概要					
		実 利 用 者 数		システム機器(端末)の利用状況			
		給 付 ・ 貸 与		数 量	単 価	備 考	
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳			
		円	円				
	合 計						

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(19) 家族介護慰労事業

市 町 村 名					
事 業 の 名 称					
運 営 主 体					
実 施 期 間		年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事 業 内 容					
事業 計 画 (実 績)		支 給 月 額		円	
		支 給 対 象 者		人	
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳	
		円	円		
	合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(20) 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

市 町 村 名			
事 業 の 名 称			
運 営 主 体			
実 施 期 間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容	〈やすらぎ支援員養成〉 ○オリエンテーション実施内容 ○オリエンテーション実施回数（ ）回 ○参加延べ人員（ ）人		
事業計画（実績）	やすらぎ訪問年間延べ回数 A		円
	やすらぎ訪問年間実利用人員 B		人
区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
支 出 （予 定） 額	円	円	
合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(21) 在宅介護支援事業

市 町 村 名			
事 業 の 名 称			
運 営 主 体			
実 施 期 間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容			
事業計画（実績）	高 齢 者 実 態 把 握 事 業	年間実施件数	件
	介護予防プラン作成事業	年間実施件数	件
区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
支 出 （予 定） 額	円	円	
合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(22) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市 町 村 名		管内65歳以上人口 人			
実 施 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
高齢者の生きがいと健康づくり推進会議		(構成団体名)			
事業概要	事 項	具 体 的 内 容 及 び 支 出 額 内 訳			
		市 町 村 実 施 分		委 託 実 施 分	
		概 要	支 出 額 内 訳	概 要	支 出 額 内 訳
			区 分 金 額		区 分 金 額
概 要	高齢者の生きがいと健康づくり推進会議の開催		円	(委託先：)	円
		小 計			
及	広報活動等		円	(委託先：)	円
		小 計			
及	文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興		円	(委託先：)	円
		(参加人員 人) 小 計		(参加人員 人)	

び 支 出 (予 定) 額 内 訳	スポーツ・娯楽活動、健康増進活動等の推進同好会等の育成等	(参加人員 人) 小 計	円	(委託先：)	円
	木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興等	(参加人員 人) 小 計	円	(委託先：)	円
	高齢者指導者（シニアリーダー）の活用事業	(参加人員 人) 小 計	円	(委託先：)	円
	そ の 他	(参加人員 人) 小 計	円	(委託先：)	円
	合 計	(参加人員 人)	円	(参加人員 人)	円

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(23) 成年後見制度利用支援事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事 業 内 容				
事 業	(1) 広報・普及活動の内容			
計 画（実 績）	(2) 制度の利用 年間利用人員 人			
支 出 （ 予 定 ） 額	区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

(24) 緊急通報体制等整備事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～		年 月 日	
事業目的及び 事 業 内 容				
事 業	地域住民への普及啓発、ボランティアの活動実績等			
計 画（実 績）	緊急通報装置給付等の実績			
	給 付 ・ 貸 与	数 量	単 価	備 考
支 出 （ 予 定 ） 額	区 分	総事業費支出（予定）額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(25) 高齢者住宅等安心確保事業

市 町 村 名				
住 宅 の 名 称 (提 供 主 体)	()			
住 宅 の 所 在 地				
事 業 区 分	1 シルバーハウジング 2 高齢者向け優良賃貸住宅 3 登録住宅			
住 宅 戸 数	戸			
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
高 齢 者 住 宅 等 安 心 確 保 計 画	計 画 期 間	年 月～ 年 月		
高 齢 者 住 宅 等 安 心 確 保 連 絡 協 議 会	開 催 回 数	回		
	協 議 会 構 成 人 数	人		
	協 議 会 構 成 者			
生 活 援 助 員 の 派 遣 等	派 遣	名 (: ~ :)		
	夜間の緊急連絡先			
	常 駐	名		
入 居 者 負 担	有	入居者負担総額	円	
	無			
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

- 注 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
- 2 複数の住宅で実施している場合は、それぞれ別業とすること。

(26) 寝たきり予防対策事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
事業目的及び 事 業 内 容				
委員会の開催 計 画 (実 績)	委員会の構成			
	開催状況			
事 業 計 画 (実 績)				
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

- 注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(27) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

基本計画策定市町村 及び対象地域				
事業 計 画 の 概 要				
	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

- 注1 「事業計画の概要」欄には、基本計画策定の理由、基本計画策定対象地域（複数の市町村にまたがる場合は、各々の市町村）の人口、高齢化の状況、基本計画の策定方法・手順、広報啓発の方法・手段等を記載すること。
- 2 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(28) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

市 町 村 名				
事業の名称				
運営主体				
実施期間		年 月 日～ 年 月 日		
事業目的及び 事業内容				
事業 計画（実績）		研修、助言・指導内容、会議開催内容等		
支出 （予 定） 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
	合 計			

- 注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

保福第112号様式の2から保福第112号様式の4まで 削除

保福第115号様式を次のように改める。

保福第115号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

日常生活用具給付等事業計画（実績）書

1 老人

種 目	件 数 A	基 準 単 価 B	自 費 C	基 準 額 $D = A \times B - C$	公 費 E	補 助 基 本 額 F (D又はEの少ない方の額)
火 災 警 報 器	件	円	円	円	円	円
自 動 消 火 器						
老 人 用 電 話						
老 人 用 電 話 切 替 費						
電 磁 調 理 器						
合 計						

2 重度身体障害者

種 目	件 数 A	基 準 単 価 B	自 費 C	基 準 額 $D = A \times B - C$	公 費 E	補 助 基 本 額 F (D又はEの少ない方の額)
浴 槽 （湯沸器を含む。）	件	円	円	円	円	円
浴 槽						
湯 沸 器						
便 器						
手 す り						
盲 人 用 テ ー プ レ コ ー ダ ー						
盲 人 用 触 読 時 計						
時 計 音 声 時 計						
盲 人 用 タ イ ム ス イ ッ チ						
特 殊 便 器						
特 殊 寝 台						

特 殊 マ ッ ト					
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー					
盲 人 用 電 卓					
電 磁 調 理 器					
歩 行 支 援 用 具					
入 浴 補 助 用 具					
特 殊 尿 器					
火 災 警 報 器					
自 動 消 火 器					
盲 人 用 音 声 式 体 温 計					
入 浴 担 架					
盲 人 用 秤					
体 位 変 換 器					
透 析 液 加 温 器					
障 害 者 用 電 話					
フ ァ ッ ク ス					
視 覚 障 害 者 用 ワ ー ド プ ロ セ ッ サ ー					
パーソナルコンピュータ（肢体不自由者用）					
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車					
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置					
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器					
移 動 用 リ フ ト					
重 度 障 害 者 用 意 志 伝 達 装 置					
ネ ブ ラ イ ザ ー（吸 入 器）					
電 気 式 た ん 吸 引 器					
点 字 図 書					

聴覚障害者用通信装置						
携帯用会話補助装置						
盲人用体重計						
文字放送デコーダー						
歩行時間延長信号機用小型送信機						
点字ディスプレイ						
居宅生活動作補助用具						
合 計						

3 重度障害児・者

種 目	件 数 A	基 準 単 価 B	自 費 C	基 準 額 $D = A \times B - C$	公 費 E	補 助 基 本 額 F (D又はEの少ない方の額)
浴 槽 (湯沸器を含む。)	件	円	円	円	円	円
浴 槽						
湯 沸 器						
便 器						
特 殊 マ ッ ト						
テ ー プ レ コ ー ダ ー						
訓 練 い す						
特 殊 便 器						
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー						
盲 人 用 電 卓						
点 字 図 書						
訓 練 用 ベ ッ ド						
火 災 警 報 器						
自 動 消 火 器						
特 殊 尿 器						

入 浴 担 架					
盲 人 用 音 声 式 体 温 計					
盲 人 用 秤					
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器					
体 位 変 換 器					
透 析 液 加 温 器					
頭 部 保 護 帽					
電 磁 調 理 器					
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置					
文 字 放 送 デ コ ー ダ ー					
携 帯 用 会 話 補 助 装 置					
入 浴 補 助 用 具					
移 動 用 リ フ ト					
歩 行 支 援 用 具					
重 度 障 害 者 用 意 志 伝 達 装 置					
ネ プ ラ イ ザ ー					
電 気 式 た ん 吸 引 器					
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具					
視 覚 障 害 者 用 ワ ー ド プ ロ セ ッ サ ー					
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ （ 肢 体 不 自 由 者 用 ）					
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機					
合 計					

注 この様式は、日常生活用具給付等事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

保福第176号様式を次のように改める。

保福第176号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
生活支援ハウス（高齢者生活福祉セン

ター）運営事業実施計画（実績）書

(1) 実施計画（状況）調べ

市 町 村 名

[illegible]

				遷延性意識障害者等															
				重 度															
				中 度															
				軽 度															
				訓練的理由	重 度														
					中 度														
					軽 度														
				社会的理由	遷延性意識障害者等														
					重 度														
					中 度														
					軽 度														
				私 的 理 由	遷延性意識障害者等														
					重 度														
					中 度														
					軽 度														
				訓練的理由	重 度														
					中 度														
					軽 度														
合	計																		

注 1 この様式は、身体障害者短期入所事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2 実利用者数欄には、区分別に、年間を通じて利用した者の実数を記載すること（1人の者が、数回にわたり利用した場合でも、1人と算定すること。）。

北海道告示第297号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づく平成15年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

- 平成15年3月4日
- 北海道知事 堀 達 也
- 1 試験の日時 平成15年7月31日（木曜日）午後1時から午後4時30分まで

- 2 試験地 札幌市、旭川市及び帯広市
- 3 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

ア 特定品目毒物劇物取扱者試験

イ 内燃機関用メタノールのための取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験

（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）附則第3項後段に規定する特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。以下同じ。）

4 試験の区分及び科目並びにその試験方法

(1) 試験の区分及び科目

ア 筆記試験

（ア）毒物及び劇物に関する法規

（イ）基礎化学

（ウ）毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物、内燃機関用メタノールのための取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(2) 試験方法 試験は、筆記の方法により実施する。

5 受験願書の提出先及び提出期間

(1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する者
最寄りの道立保健所（支所を含む。）に提出すること。

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所を有する者
住所地を所管する保健所に提出すること。

ウ 道外に住所を有する者
北海道保健福祉部薬務課（専用郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目）に提出すること。

(2) 提出期間

平成15年4月1日（火）から5月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

なお、郵送の場合は、平成15年5月15日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 提出書類

(1) 受験願書

1部（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）別記第2号様式によるものとする。）

(2) 戸籍抄本

1部

(3) 写真

1葉（最近半年以内に撮影した名刺型縦9.0cm×6.5cm、脱帽、正面上半身のものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を自書した上、台紙にはり付けること。また、台紙にも撮影年月日及び氏名を自書すること。）

(4) 毒物劇物取扱者試験入力通知書（試験の種類、氏名、現住所等を記入する電算入力用の用紙）

1部

7 受験手数料

10,800円（受験願書に受験手数料に相当する額面の北海道収入証紙をはり付け、印章又は署名により消印すること。）

8 問い合わせ先

保健所（支所を含む。）又は北海道保健福祉部薬務課麻薬係（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 571）

9 その他

- (1) 受験願書の住所の欄には、出願者の住所のほかに郵便番号を併記すること。
- (2) 試験会場は、出願者に送付する受験票により通知する。
- (3) 受験願書の提出後は、試験の種類を変更できない。
- (4) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。

北海道告示第298号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項及び北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号。以下「条例」という。）別表86の項の規定により、平成15年度前期実施技能検定を次のとおり行う。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

1 等級別実施職種

技能検定は、次に掲げる職種について行う。

- (1) 1級及び2級 ビル設備管理、園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めつき、仕上げ、切削工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、化学分析、

の (1) に 掲 げ る も の の	内装仕上り施工	カーペット系床仕上り工事作業	15,700
		鋼製下地工事作業	15,700
		ボ－ド仕上り工事作業	15,700
	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	15,700
		吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業	15,700
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	15,700
	塗装	木工塗装作業	15,700
		建築塗装作業	15,700
		金属塗装作業	15,700
	写真真像	肖像写真作業	15,700
	商品装飾展示 (3級)	商品装飾展示作業	15,700
	園芸装飾	室内園芸装飾作業	15,700 (10,500)
	造園	造園工事作業	15,700 (10,500)
	金属熱処理	一般熱処理作業	15,700 (10,500)
		普通旋盤作業	15,700 (10,500)
	機械加工	フライス盤作業	15,700 (10,500)
		数値制御旋盤作業	15,700 (10,500)
		マシニングセンタ作業	15,700 (10,500)
条例別表86の項の八の(1)に掲げ	電子機器組立て	電子機器組立て作業	15,700 (10,500)
	舞台機構調整	音響機構調整作業	15,700 (10,500)
	商品装飾展示	商品装飾展示作業	15,700 (10,500)
	(1級及び2級) 婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	13,000

るもの			
条例別表86の項のホの(1)に掲げるもの	(3級) 和裁	和服製作作業	11,500 (10,500)

注 1 職種について実技試験科目が2以上ある場合は、当該科目から1科目を選択するものとする。

3級の実技試験手数料の（ ）内は、条例別表86の項の施設（次に掲げるものをいう。）の訓練生及び在校生（当該受検資格を有する者に限る。）が受検する場合の金額である。

- ① 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校
- ② 認定職業訓練施設
- ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
- ④ 専修学校又は各種学校
- ⑤ 高等専門学校
- ⑥ 短期大学
- ⑦ 大学
- ⑧ その他都道府県知事が認める施設

イ 実施期日 実技試験は、平成15年6月11日（水）から9月7日（日）までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験問題は、平成15年6月5日（木）に北海道職業能力開発協会の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については、あらかじめ公表しない場合もある。

(2) 学 科 試 験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。

検 定 職 種 実 施 期 日

(ア) 園芸装飾、造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装、製麺、産業洗浄及び和裁 (イ) 機械加工、鉄工、めつき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及び商品装飾展示 (ウ) 写真 (エ) ビル設備管理、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工及び舞台機構調整	平成15年8月24日(日) 平成15年8月31日(日) 平成15年9月3日(水) 平成15年9月7日(日)
ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。	
4 受検申請の手続	
(1) 提出書類	6 合格者の発表等
ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）	(1) 合格通知書
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面	(2) 技能検定合格証書の交付
(2) 提出先 北海道職業能力開発協会	7 その他
所在地 郵便番号 003 - 0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目	技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が平成15年10月7日（火）に書面で通知する。
電話番号 011 - 825 - 2386	1 級技能検定又は単一等級技能検定の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、2 級技能検定又は3 級技能検定の合格者には北海道知事の合格証書を交付する。
(3) 受付期間 平成15年4月3日（木）から16日（水）まで	技能検定についての不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。
(4) 受検申請に関する注意	試験は、原則として、受検者の居住している支庁管内で実施するが、少数の場合は近くの会場に統合し、又は実施を中止することもある。
ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会で交付する。	北海道告示第299号
なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、郵便切手190円分をはったもの）を同封すること。	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3 項及び北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号。以下「条例」という。）別表86の項の規定により、平成15年度随時実施技能検定を次のとおり行う。
イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。	平成15年3月4日
なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。	北海道知事 堀 達 也
5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（前記3の(1)アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。	1 実施職種
	技能検定は、次に掲げる職種について行う。
	3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級
	さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施

工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装
及び工業包装

注 随時実施の3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 実 施 方 法 技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

3 試験科目、手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実 技 試 験

ア 手 数 料 条例別表86の項の職種は次の表に定めるとおりとし、当該職種の区分に応じ、同表の手数料の欄に掲げるとおりとする。

検 定 職 種	手数料(円)
鍛 造	15,700
建 築 板 金	15,700
アルミニウム陽極酸化処理	15,700
ダイカスト	15,700
機 械 保 全	15,700
電 気 機 器 組 立	15,700
ニ ッ ト 製 品 製 造	15,700
布 は く 縫 製	15,700
製 本	15,700
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	15,700
ウ エ ル ポ イ ン ト 施 工	15,700
表 装	15,700
さ く 井	15,700
鑄 造	15,700
機 械 加 工	15,700
金 属 プ レ ス 加 工	15,700
鉄 工	15,700
工 場 板 金	15,700
め つ き	15,700
仕 上 げ	15,700
電 子 機 器 組 立	15,700
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	15,700
染 色	15,700
紳 士 服 製 造	15,700
帆 布 製 品 製 造	15,700
家 具 製 作	15,700

項	建 具 製 作	15,700
の	印 刷	15,700
	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	15,700
口	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	15,700
の	石 材 施 工	15,700
	水 産 練 り 製 品 製 造	15,700
(1)	建 築 大 工	15,700
	か わ ら ぶ き	15,700
に	と び	15,700
掲	左 官	15,700
	タ イ ル 張 り	15,700
げ	配 管	15,700
る	型 枠 施 工	15,700
	鉄 筋 施 工	15,700
も	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	15,700
の	防 水 施 工	15,700
	内 装 仕 上 げ 施 工	15,700
	熱 絶 縁 施 工	15,700
	サ ッ シ 施 工	15,700
	塗 装	15,700
	工 業 包 装	15,700
条 例 別 表 86 の 項 の ハ の (1) に 掲 げ る も の	機 械 検 査	13,000
	婦 人 子 供 服 製 造	13,000

イ 実 施 期 日 実技試験は、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実 施 場 所 実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

エ 問 題 の 公 表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。

(2) 学 科 試 験

ア 手 数 料 3,100円 イ 実 施 期 日 学科試験は、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。 ウ 実 施 場 所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。 4 受 検 申 請 の 手 続 (1) 提 出 書 類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面 (2) 提 出 先 北海道職業能力開発協会 所在地 郵便番号 003 - 0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 電話番号 011 - 825 - 2386 (3) 受 付 期 間 随時受け付ける。 (4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会で作付する。 なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、郵便切手160円分をはったもの）を同封すること。 イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。 5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（前記 3 の(1)アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。 また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。 6 合格者の発表等 (1) 合 否 通 知 書 実技試験又は学科試験の合否結果については、北海道職業能力開発協会が書面で通知する。 (2) 技能検定合格証 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定の合格者には、北海道知事の合格証書を交付する。 7 そ の 他 技能検定について不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。	北海道告示第300号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。 平成15年 3 月 4 日 北海道知事 堀 達 也 就 任 年 月 日 理 事 ・ 監 事 の 別 氏 名 住 所 平成15. 2. 21 理 事 坂上 善久 上川郡美瑛町字藤野協成 同 同 竹 道照 同 字美沢美生 同 同 岡田 幸男 同 字北瑛第 2 同 同 本山 久和 同 字美沢早崎 同 同 大西 政博 同 字瑠辺葵第 3 同 同 千葉 保雄 同 字美馬牛大成 同 同 北村 碩啓 空知郡上富良野町西 2 線北31号 同 同 井村 昭次 同 西 6 線北22号 同 同 菅野 博和 同 西12線北36号 同 同 布施 紀昭 中富良野町字中富良野新田中農場 同 同 池田 俊宏 同 字中富良野伊藤農場 同 同 坂東 勝明 同 字中富良野吉井農場 同 監 事 中瀬 実 同 上富良野町西 9 線北29号 同 同 高嶋 章広 同 中富良野町字中富良野福原農場
	北海道告示第301号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栗沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 平成15年 3 月 4 日 北海道知事 堀 達 也 就退任 就退任年月日 理 事 ・ 監事の別 氏 名 住 所 就退任 年月日 就 任 平成15. 2. 11 理 事 高越 康治 空知郡栗沢町字必成213番地 同 同 同 塚本 秀次 同 字北斗463番地の 2 同 同 同 河瀬 正雄 同 字北斗731番地 同 同 同 黒島勝太郎 同 字砺波433番地 同 同 同 松本 栄一 同 字自協52番地 同 同 監 事 向井 勲 同 字小西149番地 3

就 任	平成15. 2.11	監 事	坂野 昭裕	空知郡栗沢町字北斗1078番地
退 任	同 15. 2.10	理 事	高越 康治	同 字必成213番地
同	同	同	塚本 秀次	同 字北斗463番地の2
同	同	同	河瀬 正雄	同 字北斗731番地
同	同	同	黒島勝太郎	同 字砺波433番地
同	同	同	松本 栄一	同 字自協52番地
同	同	監 事	向井 勲	同 字小西149番地3
同	同	同	坂野 昭裕	同 字北斗1078番地

北海道告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、由仁土地改良区を行う土地改良（由仁第1地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第303号

道営土地改良（佐倉地区畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農業用排水、農道、暗きょ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第304号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
稔	かんがい排水〔明きょ排水〕	平成12. 2.29
十勝北西部	広域営農団地農道整備	同 12. 3.24
美 里 別	畑地帯総合整備（農用地造成）	同 7. 5.19

同	同	（農道）	同 13. 2.20
同	同	（農業用排水）	同 13. 3.29
同	同	（暗きょ）	同 13. 2.26
糠 内 第 2	同	（農道）	同 12.12.20
同	同	（農業用排水）	同 12.12. 8
同	同	（区画整理）	同
同	同	（客土）	同 12.11.28
同	同	（暗きょ）	同 12.12. 8
駒 島 東	同	（農道）	同 13. 3.21
同	同	（農業用排水）	同 7.11.22
同	同	（暗きょ）	同 12. 9.20
共 益	同	〔緊急整備型〕（農道）	同 11.12.10
同	同	（土層改良）	同 12.11.30
同	同	（区画整理）	同
同	同	（暗きょ）	同 11.12.10
西 笹 川	農免農道整備		同 12.10.30
更 生	同		同 12.12.20
本 村	同		同 12. 7.31
西 勇 足	畑地帯総合整備（農道）		同 13.10.30
同	同	（農業用排水）	同 14. 1.30
同	同	（客土）	同 12.11.27
同	同	（暗きょ）	同 12.10.30
新 田	同	〔担い手育成型〕（農道）	同 13.10.10
同	同	（土層改良）	同 13. 9.10
同	同	（区画整理）	同
西 上	同	〔緊急整備型〕（農道）	同 13.12.21
同	同	（農業用排水）	同 13.10.26
同	同	（土層改良）	同 13.11.20
同	同	（区画整理）	同 12.12.18
同	同	（暗きょ）	同 13.12.10
笹 川	同	（農業用排水）	同 11. 8. 5
同	同	（暗きょ）	同 13.12. 7
万 年	水田転換特別対策		同 14. 1.30
美里別東中	ため池等整備（土砂崩壊防止）		同 14. 2.28
士 幌 中 央	農地保全整備（排除工事（農地保全））		同 13.12.10

上 士 幌	農地保全整備（排除工事（農地保全））	平成13.11.30
十 勝 中 央	広域営農団地農道整備	同 14. 3.20
近 牛 高 台	農免農道整備	同 14. 2.20
居 辺 東	同	同 13. 8.10
中 尾	同	同 13. 7.30
朝 日	同	同 13. 7.10
東 和	同	同 14. 1.21
中 音 更	同	同 14. 2.20

北海道告示第305号

平成15年度北海道立農業大学の研修部門に係るニューリーダー養成研修（農業経営講座、地域づくり講座）、Uターン・新規参入者基礎研修を次のとおり実施する。

平成15年 3月 4日

北海道知事 堀 達 也

1 ニューリーダー養成研修（農業経営講座）

- (1) 研 修 期 間 1年以内
- (2) 募 集 定 員 30人
- (3) 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、農業経営に関する専門的な知識や技術を習得させ、社会情勢の変化に対処できる幅広い視野と協調性を備えた農業者を養成する。
- (4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1 期 経営管理（農業者からのメッセージ）、農業会計、経営計画、農業技術課題研修（課題の設定・実施計画作成）	4日間	平成15年4月15日（火）～18日（金） 北海道立農業大学校
	2 期 視察研修（事例研究）	4日間	平成15年7月1日（火）～4日（金）
	3 期 経営管理（営農に必要な金融制度、クミカン制度の基礎知識）、経営分析（経営実態の把握）、経営計画（経営計画の理論と方法）	10日間	平成15年11月10日（月）～11月21日（金） 北海道立農業大学校

	4 期	農業技術課題研修（営農実践結果の取りまとめ）、経営計画（経営計画の策定）	5 日間	平成16年2月23日（月）～27日（金） 北海道立農業大学校
農家留学 研 修	農業技術・経営管理の実務		15日間	集合研修を除く期間 道内優良農家

- (5) 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による高等学校の農業特別専攻課程を修了した者及び高等学校を卒業後、おおむね1年以上農業に従事した者
イ 法による短期大学及び大学を卒業した者
ウ 北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）がア及びイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。
農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に提出すること。
ア 受 付 期 間 平成15年3月4日（火）から28日（金）まで
イ 提 出 書 類
（ア）受 講 願 書 道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。
（イ）身 上 調 書 （ア）に同じ。
（ウ）写 真 3 枚 申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦4センチメートル×横3センチメートル）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。
- (8) 受 講 の 許 可 受講の許可の通知は、平成15年4月7日（月）までに行う。
- (9) そ の 他
ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は実費負担とする。
イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 242）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

2 ニューリーダー養成研修（地域づくり講座）

- (1) 研 修 期 間 1年以内
- (2) 募 集 定 員 30人
- (3) 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、地域づくりに関する知識や手法を習得

させ、幅広い視野と創造性を備えた地域のリーダーを養成する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1 期 地域づくりの現状 地域実態調査の手法	3 日間	平成15年6月10日(火) ～12日(木) 北海道立農業大学校
	2 期 視察研修（事例研究）	4 日間	平成15年7月8日(火) ～11日(金)
	3 期 地域の実態分析 地域計画の手法	3 日間	平成15年11月5日(水) ～7日(金) 北海道立農業大学校
	4 期 地域計画の作成	3 日間	平成16年1月27日(火) ～29日(木) 北海道立農業大学校

(5) 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。

ア ニューリーダー養成研修（農業経営講座）を修了した者

イ 前号に定める者と同等以上の知識・経験を有すると校長が認めた者

(6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。

農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に提出すること。

ア 受 付 期 間 平成15年3月4日（火）から28日（金）まで

イ 提 出 書 類

(ア) 受 講 願 書 道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。

(イ) 身 上 調 書 (ア)に同じ。

(ウ) 写 真 3 枚 申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦4センチメートル×横3センチメートル）

(7) 受 講 者 の 選 考 校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。

(8) 受 講 の 許 可 受講の許可の通知は、平成15年4月7日（月）までに行う。

(9) そ の 他

ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は実費負担とする。

イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 242）郵便

番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行くこと。

3 Uターン・新規参入者基礎研修

(1) 研 修 期 間 1年以内

(2) 募 集 定 員 20人

(3) 研 修 目 的 他産業から農業へUターンして就農した者及び農業に新規参入を決意した者に対し、農業者として必要な基礎的農業知識・技術及び経営管理能力を習得させ、円滑な就農と経営の安定を図る。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1 期 農業基礎技術（土壌肥料、作物保護）、農業技術課題研修（課題の設定・実施計画作成）	3 日間	平成15年4月15日(火) ～17日(木) 北海道立農業大学校
	2 期 農業機械（運転操作、保守点検、整備方法、農作業安全）	4 日間	平成15年6月2日(月) ～5日(木) 北海道立農業大学校
	3 期 経営管理（新規就農者の体験談、農地取得制度、北海道農業の特徴、経営計画）	5 日間	平成15年12月15日(月) ～19日(金) 北海道立農業大学校
	4 期 農業基礎技術（経営形態別作物生産技術）、農業技術課題研修（営農実践結果の取りまとめ）	4 日間	平成16年2月23日(月) ～26日(木) 北海道立農業大学校
情報提供	農業技術及び農業経営（送付される教材等や北海道立農業大学校又は農業改良普及センターの職員による巡回指導により学ぶ）	毎月1回程度	自宅又は研修先農家

(5) 受 講 対 象 者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 他産業からUターンして就農した者

イ 新規に農業に参入した者又は参入を決意した者

(6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。

農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に

提出すること。				集合研修		農業機械の基本操作と運転、トラクター整備の基礎知識、トラクターの簡易な修理、農作業安全に関する知識、緊急措置に関する知識		4日間		北海道立農業大学校							
ア 受付期間		平成15年3月4日（火）から28日（金）まで		(5) 受講対象者		農業者又は農業に従事しようとする者											
イ 提出書類		(ア) 受講願書		(6) 受講申込手続		受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。受講願書は農業改良普及センターを経由し、北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。											
(イ) 身上調書		(ア)に同じ。		ア 受付期間		各研修開講前月の1日から20日まで											
(ウ) 写真3枚		申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦4センチメートル×横3センチメートル）		イ 提出書類		受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）											
(7) 受講者の選考		校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。		(7) 受講者の選考		校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。											
(8) 受講の許可		受講の許可の通知は、平成15年4月7日（月）までに行う。		(8) その他		ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金は、実費負担とする。											
(9) その他		ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は、実費負担とする。		イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。		ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。											
イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 242）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。						(7) 受講者の選考						校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。					
						(8) その他						ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金は、実費負担とする。					
						イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。											
						ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。											

集合研修	農業機械の構造・機能と取扱い、農業機械の保安基準に基づく点検整備と簡易な修理、農業機械の効率利用、農業機械の作業安全、農業機械の運転操作と取扱作業、技能試験	8日間	北海道立農業大学校
------	--	-----	-----------

(5) 受講対象者 次のいずれにも該当する18歳以上の農業者とする。

ア 農業者又は農業に従事しようとする者

イ 大型特殊免許を有する者又は本研修受講修了後、おおむね6月以内に同免許を取得見込みの者

(6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。

市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。

受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。

ア 受付期間 各研修開講前月の1日から20日まで

イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）

(7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他

ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金は、実費負担とする。

イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。

ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

3 農業機械高度利用研修（上級）

(1) 研修期間 1回目 平成15年8月25日（月）から29日（金）まで
2回目 平成15年9月29日（月）から10月3日（金）まで
3回目 平成15年11月10日（月）から14日（金）まで

(2) 募集定員 各回20人

(3) 研修目的 農業機械組織利用、農作業受委託、地域農業のシステム化などの分野で農業機械の高度利用を考え、組織運営や安全対策についての知識と技能を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	農業機械に関する情勢・動向、農作業機に関する技術及び安全指導の手法、農業機械の導入利用必要条件、農業機械利用計画の作成及び検討、機械組織の運営、機械組織の経済性、資材管理、作業安全管理、技能検定試験	5日間	北海道立農業大学校

(5) 受講対象者 農業機械士の認定を受けた者

(6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。

市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。

受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。

ア 受付期間 各研修開講前月の1日から20日まで

イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）

(7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他

ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）は、実費負担とする。

イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。

ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

4 酪農機械施設利用研修

(1) 研修期間 平成15年10月22日（水）から24日（金）まで

(2) 募集定員 20人

- (3) 研 修 目 的 搾乳など酪農機械に関する専門的知識、日常点検及び衛生管理の技能を習得する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	搾乳生理と搾乳手順の基本、ミルカーシステムの構造と取扱い、ミルカー点検の方法と結果の検討	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受 講 対 象 者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受 付 期 間 平成15年9月1日（月）から19日（金）まで
- イ 提 出 書 類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金は、実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

5 コンバイン利用研修

- (1) 研 修 期 間 1回目 平成15年6月18日（水）から20日（金）まで
2回目 平成15年7月2日（水）から4日（金）まで
- (2) 募 集 定 員 各回20人
- (3) 研 修 目 的 普通型コンバインの取扱い・操作・整備方法等に関する専門的知識及び技能を習得する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	各部の構造と働き、始業点検要領及び故障診断と対策、作業条件と作業方法及び収穫作業体系、作業機各部の脱着・調整、基本運転	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受 講 対 象 者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受 付 期 間 各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提 出 書 類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、傷害保険掛金は、実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

6 農 作 業 安 全 研 修

- (1) 研 修 期 間 1回目 平成15年6月16日（月）
2回目 平成16年1月13日（火）
3回目 平成16年2月12日（木）
- (2) 募 集 定 員 各回20人
- (3) 研 修 目 的 農作業安全に関する知識と技術を習得する。
- (4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	農作業事故の実態と防止対策、トラクターの保安基準に基づく点検整備方法と工具類の取扱方法、緊急措置に関する知識	1日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受付期間 各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、傷害保険掛金は、実費負担とする。
- イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

7 農業機械基礎研修（女性）

- (1) 研修期間 1回目 平成15年6月17日（火）
2回目 平成16年1月14日（水）
3回目 平成16年2月13日（金）
- (2) 募集定員 各回20人
- (3) 研修目的 農業機械の取扱い、農作業安全等の基礎的な知識と技術を習得する。
- (4) 研修内容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	農業機械の取扱いと安全知識、トラクタ	1日間	北海道立農業大学校

一の作業点検と安全作業、トラクターの基本運転操作

- (5) 受講対象者 女性農業者又は農業に従事しようとする女性
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受付期間 各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、傷害保険掛金は、実費負担とする。
- イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

8 乾燥施設利用研修

- (1) 研修期間 平成15年6月25日（水）から27日（金）まで
- (2) 募集定員 20人
- (3) 研修目的 乾燥設備及びその附属設備の構造並びにこれらの取扱知識についての労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく技能を習得する。
- (4) 研修内容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	関係法令、乾燥設備及びその附属設備の構造並びに取扱いに関する知識・点検整備・異常時の処置、乾燥作業の管理に関する知識、修了試験	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 次のいずれかに該当する農業者とする。
- ア 乾燥設備の取扱作業に5年以上従事した経験を有する者
- イ 法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
- ウ 法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
- 市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
- 受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受付期間 平成15年5月1日（木）から20日（火）まで
- イ 提出書類
- (ア) 受講願書 道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。
- (イ) 受講資格証明 (ア)に同じ。
- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) その他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代等は、実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

9 溶接技能研修

- (1) 研修期間
- 1回目 平成15年4月15日（火）から18日（金）まで
- 2回目 平成15年6月23日（月）から26日（木）まで
- 3回目 平成15年7月29日（火）から8月1日（金）まで
- 4回目 平成15年8月4日（月）から7日（木）まで
- 5回目 平成15年10月7日（火）から10日（金）まで
- 6回目 平成15年11月18日（火）から21日（金）まで

- 7回目 平成15年12月16日（火）から19日（金）まで
- 8回目 平成16年1月26日（月）から29日（木）まで
- 9回目 平成16年3月2日（火）から5日（金）まで

- (2) 募集定員 各回40人
- (3) 研修目的 ガス溶接及びアーク溶接についての労働安全衛生法に基づく技能を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	・ガス溶接に使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識、ガス溶接に使用する設備の構造及び取扱方法、関係法令、修了試験 ・アーク溶接に関する知識、アーク溶接装置に関する基礎知識、アーク溶接作業の方法	4日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
- 市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
- 受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受付期間
- 1回目は3月4日（火）から24日（月）まで
- 2回目以降は、各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他

- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金等は、実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便

番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

10 農業土木機械運転技能研修

- (1) 研 修 期 間 平成15年10月29日（水）から31日（金）まで
- (2) 募 集 定 員 20人
- (3) 研 修 目 的 農業用土木機械の装置の構造、取扱操作、作業の方法等について、労働安全衛生法に基づき知識及び技能を習得する。
- (4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	農業土木機械作業に関する装置の構造・取扱い及び作業方法、関係法令、運転に必要な一般知識、作業装置の操作、修了試験	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受 講 対 象 者 限定されていない大型特殊免許を有する農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、校長に提出すること。
- ア 受 付 期 間 平成15年9月1日（月）から19日（金）まで
- イ 提 出 書 類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協にて配付する。）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金等は、実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若し

くは地域の農業改良普及センターに行うこと。

北海道告示第307号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
伝達性海綿状脳症	牛	疑 似 患 畜	1	紋別郡雄武町	平成15. 2.19
同	同	同	1	同 上湧別町	同

北海道告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 静内郡静内町字浦和110の1・112の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也 1(1) 保安林の所在場所 寿都郡寿都町字樽岸町浜中45の2・140の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 風害の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 保安林の所在場所 寿都郡寿都町字樽岸町浜中45の2・140の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 公衆の保健 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第310号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成15年3月4日 北海道知事 堀 達 也	1(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市礼受町251の1・253の1・387（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、253の2 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 保安林予定森林の所在場所 根室市落石西207地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 保安林予定森林の所在場所 浜益郡浜益村大字群別村字雄冬239・1442（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1441（国有林） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
---	---

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 奥尻郡奥尻町字米岡527の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所 上川郡上川町字層雲峡8の16（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所 上川郡朝日町字中央7489（次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所 天塩郡幌延町字問寒別747の2（次の図に示す部分に限る。）、744の2、760
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所 常呂郡常呂町字共立254の2（次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字共立254の2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字中幌内265・378の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、266、267 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。） 10(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡鶴川町字旭岡188の1、193の1、193の2、196の1、196の2、196の4、196の7から196の9まで、196の11、196の13、196の15、196の16、196の18、197の3、198、201の1、201の2、202の6、202の7、202の11、202の12、202の14、202の17、202の19、202の20、203の11、203の12、203の14、203の16、203の18、203の21、203の23、203の25、203の27、203の29から203の31まで、203の34、203の35 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び鶴川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 11(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字豊田260の4（次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 12(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字高江435・436の1・437の1・437の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、434 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字高江437の2（次の図に示す部分に限る。）、434、435、436の1 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
--	---

林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 13(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字万世189の8・192の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢1073の3地先（次の図に示す部分に限る。）、516の2・1073の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、211、516の1、1006、1073の1、1073の2、1228、1232の1、字船瀬1516地先（次の図に示す部分に限る。）、1607（次の図に示す部分に限る。）、212、840、1516、1606、1609
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町字上向別341の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町字杵臼135の1・565の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、565の9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の解除の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示する。

その要旨は、平成15年3月4日北海道告示第311号のとおりである。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

所在が不明な者

積丹郡積丹町大字美国町字大沢1073の3地先、字船瀬1516地先所在の森林の所有者

北海道告示第315号

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律

第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量(基準点設置)
- 2 作業期間 平成14年7月22日から平成15年1月17日まで
- 3 作業地域 釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村

北海道告示第316号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 津別町道250号線
- 2 工事区間 網走郡津別町字末都156番4地先から
網走郡津別町字末都192番1地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年3月14日

北海道告示第317号

山村振興法(昭和40年法律第64号)第11条第1項の規定による村道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 島牧村道賀老高原通線
- 2 工事区間 島牧郡島牧村字江ノ島561番1地先から
島牧郡島牧村字賀老62番4地先まで
- 3 工事の種類 改築

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名 区

間

学園新十津川停車場線 樺戸郡新十津川町字総進59番1地先から
樺戸郡新十津川町字中央11番6地先まで

- 4 工事完了の日 平成15年3月20日

北海道告示第318号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定による市町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路線名 砂川市道住吉線
- (2) 工事区間 ア 砂川市富平324番2地先から
砂川市富平458番地先まで
イ 砂川市富平346番地先から
砂川市富平30番地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事完了の日 平成15年3月20日

- 2(1) 路線名 女満別町道豊里中央線
- (2) 工事区間 網走郡女満別町字豊里187番3地先から
網走郡女満別町字本郷266番3地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事完了の日 平成15年3月28日

北海道告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達 也

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所

前

15.43mから
30.80mまで

598.00m

――

北海道札幌土木現業所

支笏湖線	千歳市奥潭国有林石狩森林管理署6126林班い小班地先から 千歳市奥潭国有林石狩森林管理署6131林班り小班地先まで	後	19.17mから 31.26mまで	598.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	9.34mから 36.11mまで	1,370.00m	—	
川向端野線	常呂郡端野町字川向131番地先から 常呂郡端野町字三区347番36地先まで	後	9.34mから 46.11mまで	1,370.00m	—	北海道網走土木現業所
		前	14.00mから 27.60mまで	1,298.00m	—	
上音標音標線	枝幸郡枝幸町上音標523番1地先から 枝幸郡枝幸町音標1549番1地先まで	後	14.00mから 50.00mまで	1,300.00m	—	北海道稚内土木現業所
		後	10.00mから 52.00mまで	1,315.00m	—	
		前	15.50mから 30.50mまで	1,620.00m	—	
		後	20.50mから 32.00mまで	1,620.00m	—	

北海道告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 十勝インター線	帯広市西25条北1丁目10番2地先から 河西郡芽室町西土狩北1線1番地先まで	平成15.3.15 午後3時
道道 川西インター線	帯広市川西町基線45番2（一般国道236号 交点）地先から帯広市川西町西1線49番13 地先まで	平成15.3.15 午後3時

北海道告示第321号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、道路の構造の
保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也	
1	指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
道道 十勝インター線	帯広市西25条北1丁目10地先から 河西郡芽室町西土狩北1線1地先まで
道道 川西インター線	帯広市川西町基線45地先から 帯広市川西町西1線49地先まで

2 指定する期日 平成15年4月1日

北海道告示第322号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成15年二級建築士試験及び木
造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により、北海道指定
試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成15年3月4日

北海道知事 堀 達也

- 期日及び時間
 - 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
- 平成15年7月6日（日）

(ア) 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 午前10時から午後1時まで（3時間） (イ) 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 午後2時10分から午後5時10分まで（3時間） イ 設計製図の試験 平成15年9月28日（日） 午前11時30分から午後4時まで（4時間30分） (2) 木造建築士試験 ア 学科の試験 平成15年7月27日（日） (ア) 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 午前10時から午後1時まで（3時間） (イ) 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 午後2時10分から午後5時10分まで（3時間） イ 設計製図の試験 平成15年10月12日（日） 午前11時30分から午後4時まで（4時間30分） 2 試験地及び試験場 (1) 二級建築士試験 札幌市 北海道大学高等教育機能開発総合センター（札幌市北区北17条西8丁目）（学科の試験に限る。） 札幌市 北海道大学工学部（札幌市北区北13条西8丁目）（設計製図の試験に限る。） 札幌市 札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目）（設計製図の試験に限る。） 函館市 公立はこだて未来大学（函館市亀田中野町116-2） 旭川市 北海道東海大学（旭川市神居町忠和224） 室蘭市 室蘭工業大学（室蘭市水元町27番1号）（学科の試験に限る。） 釧路市 釧路公立大学（釧路市芦野4-1-1） 帯広市 帯広畜産大学（帯広市稲田町西2線11）（学科の試験に限る。） 北見市 北海学園北見大学（北見市北光235） (2) 木造建築士試験 札幌市 北海道大学高等教育機能開発総合センター（札幌市北区北17条西8丁目）（学科の試験に限る。） 札幌市 札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目）（設計製図の試験に限る。） 北見市 北海学園北見大学（北見市北光235）（学科の試験に限る。）	3 受験申込手続 (1) 受験申込書の受付期間及び受付場所 ア 平成15年4月14日（月）から18日（金）までの5日間 札幌市 札幌市民会館会議室（札幌市中央区北1条西1丁目） 函館市 北海道建築士会函館支部（函館市東雲町5-11 寺井ビル3階） 旭川市 建築指導センター（旭川市6条通8丁目左10号 遠野ビル2階） 釧路市 北海道建築士会釧路支部（釧路市錦町5-1 松並建材ビル1階） イ 平成15年4月14日（月）及び15日（火）の2日間 帯広市 ソネビル会議室（帯広市西6条南6丁目3番地） 北見市 北見市都市建設部建築指導課会議室（北見市北5条東2丁目） 室蘭市 室蘭市文化センター（室蘭市幸町6-23） (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで (3) 「学科の試験」の免除者の申請 「学科の試験」の免除者の申請は、平成13年又は平成14年試験の「学科の試験」（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。 (4) 受験申込方法 受験申込書は、原則として(1)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出することにより行う。ただし、離島その他の遠隔地に居住しているため直接申込みができない等のやむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が付されているときに限り、郵送によるものでも受け付ける。 郵送の場合は、(1)の受付地に設ける受付場所に、所要の郵便切手を貼り付けたあて先明記の受験票返送用封筒を同封した書留速達により送付することとし、当該受付場所の申込受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付ける。 (5) 受験申込書の配布 社団法人北海道建築士会本部（札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル3階）及び同会各支部において平成15年4月7日（月）から18日（金）までの間に配布する（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで。ただし18日については午後4時まで）。 なお、受験申込書の受付期間中は、受験申込書の受付場所においても配布する。 4 合格者の発表 平成15年12月12日（金）予定 なお、学科の試験については、平成15年9月12日（金）予定。 5 その他
--	--

鷹栖農業協同組合	昭和34.6.8	鷹栖農業協同組合」及び
「端野町農業協同組合	昭和34.6.8	端野町農業協同組合
訓子府農業協同組合	昭和34.6.8	訓子府農業協同組合
置戸農業協同組合	昭和34.6.8	置戸農業協同組合 を削る。
留辺蘂農業協同組合	昭和34.6.8	留辺蘂農業協同組合
温根湯農業協同組合	昭和34.6.8	温根湯農業協同組合」

公 告

平成14年における北海道の職員数等の状況は、次のとおりである。

平成15年 3月 4 日

北海道知事 堀 達也

職員数の状況

1 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年	主 な 増 減 理 由
		平成13年	平成14年	増減数	
一 般 行 政 部 門	議 会	82	81	△ 1	欠員不補充
	総務企画	2,565	2,527	△ 38	議会庁舎改築計画凍結、軽印刷業務の機械化
	税 務	957	967	10	新税検討、軽油引取税調査に係る体制の整備
	民 生	1,466	1,523	57	児童虐待の防止等に係る相談体制の強化、配偶者暴力被害者支援体制の整備
	衛 生	2,405	2,431	26	動物愛護監視員の配置、食肉検査体制の強化
	労 働	528	532	4	雇用対策に係る体制の整備
	農林水産	6,043	6,027	△ 16	道有林管理業務、林業改良指導業務の見直し、
	商 工	687	684	△ 3	企業誘致東京事務所の廃止
	土 木	3,247	3,222	△ 25	事務事業の見直し
	小 計	17,980	17,994	14	
特 別 行	教 育	52,716	52,143	△ 573	学級数の減に伴う教員等の減
	警 察	10,947	11,003	56	警察法の改正による警察官の増員

め、

政門	小 計	63,663	63,146	△ 517	
公会	病 院	2,100	1,993	△ 107	札幌北野病院の廃止
営計	下 水 道	23	14	△ 9	流域下水道事務所の廃止
企部	そ の 他	129	119	△ 10	事務事業の見直し
業門					
等	小 計	2,252	2,126	△ 126	
	合 計	83,895	83,266	△ 629	

- 注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。
- 2 各部門の職員数は、総務省が調査した平成14年地方公共団体定員管理調査の区分によるものであり、各部局に配置されている職員数とは異なる。

2 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

(1) 定員適正化目標

平成10年度から平成14年度までの5か年間ににおいて、知事部局及び道教委事務局の職員数の5パーセントを削減することを目標とし、その達成に努めている。

(2) 定員適正化手法の概要

- ア 事務事業の見直し 不断に事務事業の見直しを行い、今後の行政需要の動向を踏まえ、適正な職員配置を行う。
- イ 出先機関の見直し 平成10年3月に策定した「出先機関の見直しに関する方針」に基づき、総合的な見直しを実施する。
- ウ 民間委託の推進 平成10年3月に策定した「事務事業の民間委託等に関する方針」に基づき、民間への委託を積極的に進める。
- エ 派遣職員の見直し 派遣のあり方や必要性を不断に見直し、派遣職員の引揚げを図る。

(3) 定員適正化計画の進捗状況

定員適正化計画の推進に当たっては、2(2)の手法に基づく見直しを実施するとともに、新たな行政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、組織機構改正等を実施している。

計画策定時からこれまで、知事部局において約840名、道教委事務局において約40名の職員の削減を実施している。

支 庁 公 告

緑地等管理業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成15年3月4日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

1 調 査 の 目 的

平成15年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目1番1号）構内緑地等管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調 査 の 対 象

北海道上川合同庁舎構内緑地等管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしているものとする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 平成15年3月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
- 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、この調査に関する事業の実績を有していること。
- 道税を滞納していないこと。
- 平成15年3月1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。

3 調 査 の 方 法

指名競争入札参加希望者は、4に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

4 提 出 書 類

- 緑地等管理業者事業概要調査書（別記第1号様式）
- 事業実績書（別記第2号様式）
- 技術者名簿（別記第3号様式）
（以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課で配布する。）
- 法人の登記簿謄本
- 定款
- 損益計算書
- 納税証明書

5 提出書類の提出期限

平成15年3月17日（月）（郵送の場合は、平成15年3月17日（月）までの消印のあるも

のに限り受け付ける。）

6 提出書類の提出先

- (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課
(2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225

7 そ の 他

この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

排水設備清掃業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成15年3月4日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

1 調 査 の 目 的

平成15年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目1番1号）排水設備清掃業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調 査 の 対 象

北海道上川合同庁舎排水設備清掃業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成15年3月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
(5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、この調査に関する事業の実績を有していること。
(6) 道税を滞納していないこと。
(7) 平成15年3月1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。
(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく「建築物排水管清掃業」の登録を受けていること。
(9) 高圧洗浄車及びダンパー車を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。

3 調 査 の 方 法

指名競争入札参加希望者は、4に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

4 提 出 書 類

- (1) 排水設備清掃業者事業概要調査書（別記第1号様式）
(2) 事業実績書（別記第2号様式）
(3) 技術者名簿（別記第3号様式）
（以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課で配布する。）
(4) 法人の登記簿謄本
(5) 定款
(6) 損益計算書
(7) 納税証明書

5 提出書類の提出期限

平成15年3月17日（月）（郵送の場合は、平成15年3月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 提出書類の提出先

- (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課
(2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225

7 そ の 他

この調査は、入札指名業者の選定を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学前

庭管理業務委託契約 (2) 資 格 札幌医科大学前庭管理業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学前庭管理業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成15年北海道告示第17号に規定する造園工事の請負契約に関する資格を有していること。 (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 資本金の額が、1,000万円以上1億円以下の営利法人であり、造園施工管理技士を3名以上雇用していること。 (8) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。 (9) 平成15年3月1日現在において、引き続き20年以上造園工事業を営んでいること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月4日（火）から14日（金）までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出	先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 札幌医科大学告示第27号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月4日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学前庭管理業務 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月4日から11月30日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年札幌医科大学告示第26号に規定する札幌医科大学前庭管理業務委託の資格を有
---	--

すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学基礎医学研究棟5階大会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年4月3日（木）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学害虫防除業務委託契約

(2) 資 格 札幌医科大学害虫防除業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学害虫防除業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録業者であり、防除作業監督者と従事者併せて5名以上雇用していること。

- (6) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と害虫防除に係る契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であること。
- (8) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。
- (9) 平成15年 3 月 1 日現在において、引き続き20年以上建築物ねずみ昆虫等防除業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年 3 月 4 日（火）から14日（金）までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
 - ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課
 - イ 提出先の所在地 札幌市中央区南 1 条西17丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 3 月 4 日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学害虫防除業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年 4 月 4 日から平成16年 3 月31日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央区南 1 条西16～17丁目
札幌医科大学庁舎及び附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第28号に規定する札幌医科大学害虫防除業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南 1 条西17丁目
札幌医科大学基礎医学研究棟 5 階大会議室
- (2) 入札日時 平成15年 4 月 3 日（木）午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学昇降機保守業務その1委託契約
(2) 資 格 札幌医科大学昇降機保守業務その1委託の資格（以下「資格」という。）
(3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学昇降機保守業務その1委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 道税を滞納している者でないこと。
(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(6) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であり、「昇降機検査士資格」を有する者を雇用していること。
(7) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、24時間迅速な対応ができる者であること。
(8) 平成15年3月1日現在において、引き続き5年以上昇降機保守業務を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占

めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年3月4日（火）から14日（金）までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 札幌医科大学告示第31号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月4日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学昇降機保守業務その1	(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学庁舎等 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年札幌医科大学告示第30号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その1委託の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室 (2) 入札日時 平成15年4月1日（火）午前9時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
--	---

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学昇降機保守業務その2委託契約

(2) 資 格 札幌医科大学昇降機保守業務その2委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学昇降機保守業務その2委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(6) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であり、「昇降機検査士資格」を有する者を雇用していること。

(7) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、24時間迅速な対応ができる者であること。

(8) 平成15年3月1日現在において、引き続き5年以上昇降機保守業務を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月4日（火）から14日（金）までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学昇降機保守業務その2

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第32号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その2委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入札日時 平成15年4月1日（火）午前9時50分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年3月4日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学昇降機保守業務その3委託契約
- (2) 資 格 札幌医科大学昇降機保守業務その3委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学昇降機保守業務その3委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 資本金の額が、1,000万円以上の営利法人であり、「昇降機検査士資格」を有する者を雇用していること。
- (7) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、24時間迅速な対応ができる者であること。
- (8) 平成15年3月1日現在において、引き続き5年以上昇降機保守業務を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）

及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月4日（火）から14日（金）までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学昇降機保守業務その3
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
(4) 履行場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成15年札幌医科大学告示第34号に規定する札幌医科大学昇降機保守業務その3委託の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
(2) 入札日時 平成15年4月1日(火)午前10時10分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2253
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第36号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋野豊明

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成15年3月4日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学の複写サービスの供給に係る契約
(2) 資格 札幌医科大学の複写サービス供給の資格(以下「資格」という。)
(3) 役務の種類 札幌医科大学の複写サービスの供給
- 2 資格要件
次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年3月4日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。
- (6) 札幌医科大学の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年3月4（火）日から11日（火）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学総務課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者
- (2) 再申請の方法
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 札幌医科大学事務局管財課等の複写サービスの供給
複写機（白黒） 2台
イ 札幌医科大学事務局総務課等の複写サービスの供給
複写機（白黒） 4台
ウ 札幌医科大学事務局総務課等の複写サービスの供給
複写機（白黒・ファックス機能付き） 2台
ア及びイについては、それぞれ各1台ずつの入札とする。

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、(1)アの調達については平成20年3月31日を限度、(1)イ及びウの調達については平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第36号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

- (1) 1の(1)アの調達

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
同 同 学務課

- (2) 1の(1)イ及びウの調達

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 同 同 企画課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟5階共通会議室 (2) 入札日時 平成15年3月18日(火)午前9時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた各予定価格(単価)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札価格(単価)にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額)が最低の価格で入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価及び入札総価額)とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 1の(1)アの調達 (ア) 名称 札幌医科大学事務局管財課 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目	電話番号 011-611-2111 内線 2252 (イ) 名称 札幌医科大学事務局学務課 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2182 イ 1の(1)イ及びウの調達 (ア) 名称 札幌医科大学事務局総務課 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2112 (イ) 名称 札幌医科大学事務局企画課 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2163 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。
道立衛生研究所告示	
北海道立衛生研究所告示第2号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成15年3月4日 北海道立衛生研究所長 田村正秀 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立衛生研究所庁舎及び構内敷地清掃業務一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所庁舎及び構内敷地 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。	

- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでの定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月4日（火）から12日（水）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所管理棟2階講堂

- (2) 入札日時 平成15年3月25日（火）午前10時

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

- 9 最低制限価格
設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 11 契約書作成の要否
要

12 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011 - 747 - 2713

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生研究所告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

北海道立衛生研究所長 田村正秀

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立衛生研究所、北海道環境科学研究センター、北海道立工業試験場、北海道立地質研究所の庁舎及び構内警備業務一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所、北海道環境科学研究センター、北海道立工業試験場、北海道立地質研究所庁舎及び構内 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 資本金の額が1,000万円以上又は施設警備員を常時40人以上雇用していること。 (4) 札幌市内に本社又は営業所等事業所を有していること。 (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでの定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年3月4日（火）から12日（水）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階講堂 (2) 入札日時 平成15年3月25日（火）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。	(4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 交付方法 (1)場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 最低制限価格 設定している。 10 落札者の決定方法 財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 11 契約書作成の要否 要 12 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
--	--

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011 - 747 - 2713

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生研究所告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

北海道立衛生研究所長 田 村 正 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立衛生研究所のボイラー等の運転及び保守点検業務一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 1の(1)において1級ボイラー技士を常時3名以上雇用し、かつ、その者は甲種危険物取扱者又は乙種4類危険物取扱者であること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでの定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年3月4日（火）から12日（水）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所管理棟2階会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年3月25日（火）午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市北区北19条西12丁目
北海道立衛生研究所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目 電話番号 011 - 747 - 2713 (4) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。 (5) この入札は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。 (4) 資本金の額が1,600万円以上であり、従業員を常時30人以上雇用していること。 (5) 建築物環境衛生管理技術者及びビルクリーニング技能士を各3名以上有していること。 (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年3月4日（火）から13日（木）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院1階大会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年3月20日（木）午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課
道 立 衛 生 学 院 告 示	
北海道立衛生学院告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月4日 北海道立衛生学院長 毛利 義 臣 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立衛生学院庁舎及びいずみ寮清掃業務 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎 同 南4条西18丁目 いずみ寮 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の	

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生学院総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

(4) この広告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生学院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

北海道立衛生学院長 毛利 義 臣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立衛生学院庁舎及びいずみ寮暖房業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎
同 南4条西18丁目 いずみ寮

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。

(4) 資本金の額が1,000万円以上であり、従業員を常時20人以上雇用していること。

(5) ボイラー技士を15名以上有していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年3月4日（火）から13日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目

北海道立衛生学院1階大会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年3月20日(木)午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格で入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格を入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を要しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生学院総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目

電話番号 011 - 611 - 0291

(4) この広告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生学院第3号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年3月4日

北海道立衛生学院長 毛利 義 臣

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立衛生学院庁舎等警備及びいずみ寮管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎
同 南4条西18丁目 いずみ寮

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。

(4) 資本金の額が1,300万円以上であり、従業員を常時20人以上雇用していること。

(5) 警備員指導教育責任者を2名以上有していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するか

どうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年3月4日（火）から13日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院1階大会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月20日（木）午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格で入札した場合であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

12 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を要しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生学院総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

(4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生学院告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月4日

北海道立衛生学院長 毛利 義 臣

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立衛生学院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の委託契約

(2) 資 格 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の資格（以下「資格」という。）

- (3) 役 務 の 種 類 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務
- 2 資 格 要 件
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年3月4日現在において引き続き10年以上その事業を営んでいること。
- (6) 資本金は1,700万円以上であること。
- (7) 従業員を常時40人以上雇用し、管理栄養士又は栄養士を3名以上、調理員を12名以上有していること。
- (8) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月4日（火）から13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで。）の間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道立衛生学院総務課
- イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291
- 5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由
- 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再 申 請 の 方 法
- 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。
- 7 資 格 の 喪 失
- 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立衛生学院告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月4日

北海道立衛生学院長 毛 利 義 臣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道立衛生学院いずみ寮給食業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 札幌市中央区南4条西18丁目 いずみ寮

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立衛生学院告示第4号に規定する北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院 1 階大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月20日（木）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を要しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生学院総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。